

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当たる日は、
が休きと
位について、単位の修得の認定をすることとした。
(第七条の二
関係)

目 次

◇規則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則(医務薬事課)

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労政能力開発課)

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則(管理課)

◇告示

生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)

生活保健法による医療機関の変更(〃)

生活保護法による診療所の廃止(〃)

保険医療機関等の指定(保険課)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(経営流通課)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

基本測量の実施(管理課)

開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)

◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇調達公告 一般競争入札の実施(会計課)

◇鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

公布された規則のあらまし
改正する規則

一 鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正

介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士養成施設において修得した単位について、単位の修得の認定をすることとした。(第七条の二)

二 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正

看護学科について、一と同様の措置を講ずることとした。(第七条の二関係)

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

一 基本手当の日額を次のとおり引き上げることとした。(第四条関係)

区 分	現 行	改 正 後	金額	
			二十歳以上 の者	二十歳未満の者
鳥取市の地域に居住する者	三、八六〇円	三、九〇〇円		
鳥取市の地域外に居住する者	三、四七〇円	三、五一〇円		
	三、四七〇円	三、五一〇円		

二 技能習得手当のうち受講手当の日額を六百円(現行五百九十円)に引き上げることとした。(第六条関係)

三 寄宿手当の月額を一万七百円(現行一万五百円)に引き上げることとした。(第七条関係)

四 1 この規則は、公布の日から施行し、平成十一年四月一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

一 知事は、当分の間、一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、入札に付する工事の予定価格を当該入札を執行する前に公にするものとすることとした。（新附則第二項関係）

二 知事は、当分の間、入札を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、入札に關係のない者に当該入札の執行を傍聴させるものとすることとした。（新附則第三項関係）

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片山善博

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県規則第三十九号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

第一条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号）の一

部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「卒業し」を「卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十九条第一号から第三号までのいずれかに該当する者で」に、「当該大学」を「大学又は同条第一号から第三号までに規定する施設」に改める。

第十条及び別表第二の1中「第五十六条第一項」を「第五十六条」に改める。
(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第二条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「卒業し」を「卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十九条第一号から第三号までのいずれかに該当する者で」に、「当該大学」を「大学又は同条第一号から第三号までに規定する施設」に改める。

第十条第一号中「第五十六条第一項」を「第五十六条」に改め、同項第二号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

別表第二第一看護学科の項の1中「第五十六条第一項」を「第五十六条」に改め、同表第二第一看護学科の項の2中「高等学校卒業証明書」を「高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書」に改める。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県規則第四十号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「三千八百六十円」を「三千九百円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「三千四百七十円」を「三千五百十円」に改める。

第六条第二項中「五百九十円」を「六百円」に改める。

第七条第二項中「一万五百円」を「一万七百円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第四十一号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しつとして「〔施行期日〕」を付し、附則第二項を次のように改める。（予定価格の入札執行前の公表）

2 知事は、当分の間、一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、入札に付する工事の予定価格を当該入札を執行する前に公にするものとする。

附則に次の二項を加える。

（入札執行の傍聴）

3 知事は、当分の間、入札を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、第十八条及び第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、入札に關係のない者に当該入札の執行を傍聴させるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

示

鳥取県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡 本 医 院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二一	平成十一年五月一日
医 療 法 人 鳥 飼 内 科	倉吉市昭和町一丁目六一	〃
加 藤 医 院	八頭郡用瀬町大字用瀬三八二一	平成十一年五月十三日
加藤医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二三三五	〃
野 田 整 形 外 科 医 院	米子市上福原五丁目一二一六五	平成十一年六月九日
な か む ら 皮 ふ 科 ク リ ニ ク	米子市上後藤八丁目一一五五	平成十一年六月十九日

鳥取県告示第四百一十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
キマチ・リハビリテーション医院	西伯郡名和町大字富長七五五十五	平成十一年五月一日

鳥取県告示第四百一十八号
生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二三三五	平成十一年五月十二日

鳥取県告示第四百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加 藤 医 院	八頭郡用瀬町大字用瀬三八二一	平成十一年五月十三日
加藤医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二三三五	〃
小 松 医 院	鳥取市今町一丁目一二八	平成十一年六月一日

労働福祉事業団山陰労災病院

米子市皆生新田一丁目八一一

渡 辺 医 院

米子市両三柳二六八七

鳥取県立鳥取療育園

鳥取市江津二六〇

鳥取県立鳥取療育園

鳥取市両三柳二六八七

魚谷眼科医院	米子市上後藤二丁目三一三	ク
上小鴨診療所	倉吉市福山一五三一	ク
池田医院	日野郡日南町笠木一〇三六	ク
タナカ歯科医院	鳥取市弥生町二五六一	ク
林歯科医院	鳥取市立川町二丁目一四三	ク
ハヤシ歯科医院	鳥取市片原二丁目一一八	ク
美萩野歯科診療所	鳥取市美萩野一丁目一一八一一五	ク
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町一二九	平成十一年六月一日
山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目七六	ク
野田整形外科医院	米子市上福原五丁目一二一六五	平成十一年六月三日
益尾歯科医院	米子市道笑町一丁目一八	平成十一年六月六日
阿部クリニック	米子市福市三三七六一	平成十一年六月七日
かのう歯科医院	鳥取市湖山町東二丁目二五一	平成十一年六月九日
ひろ歯科クリニック	鳥取市覚寺四七一七	平成十一年六月十一日
ちず薬局	八頭郡智頭町大字智頭一五三四一一	平成十一年六月一日
三愛薬局	氣高郡青谷町大字青谷四〇七七一四	ク
淀江調剤薬局	西伯郡淀江町大字佐陀一三六八一一	平成十一年六月五日
葉局いわがき	米子市角盤町一四二	平成十一年六月九日

鳥取県告示第四百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第八工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片山善博

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成十一年六月二十一日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所
智頭町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県告示第四百二十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 作業種類 基本測量（精密測地網高度基準点測量）

二 作業期間 平成十一年六月二十一日から同年十一月二十四日まで

三 作業地域 鳥取市、倉吉市、八頭郡用瀬町及び佐治村、氣高郡青谷町、東伯郡北条町及び関金町、西伯郡中山町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第四百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成十一年三月二十五日 鳥取県指令都計三一二第十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新川三 二三九四一三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町三丁目一八八

三光商事有限会社 代表取締役 高野 弘

鳥取県告示第四百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成十一年五月二十一日 鳥取県指令都計三一二第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市橋本字洗場七 二五一一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市永江一〇七〇

山川 幸喜

鳥取県告示第四百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第四百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第百九十九号）附則第五項において準用する同法第二十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年六月十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

調達公告**一 開発許可の年月日及び番号**

平成十年十月二十九日 鳥取県指令都計二一―二〇第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡河原町大字布袋字五反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡河原町大字渡一木二七七

河原町土地開發公社

理事長 右近 利夫

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十一年六月十八日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 雄

一日時 平成十一年六月二十一日（火）午後四時

1 場所 鳥取市東町一丁目一七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
11 議題

- 1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任免について
- 2 その他

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年6月18日

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ロータリ除雪車 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成11年11月26日（金）

(4) 納入場所

倉吉市東城城町2 鳥取県倉吉土木事務所

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものと

平成11年6月18日 金曜日

鳥取県公取報

する。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年12月鳥取県告示第782号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が産業機械器具のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成11年6月18日(金)から同年7月28日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857-26-7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親撰扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送

すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所
平成11年7月28日(水)午後1時30分(ただし、郵送による入札の受領期限は、平成11年7月28日(水)正午までとする。)

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成11年7月15日(木)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を

行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Rotary Snow Plow

(2) July 15, 1999 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 28, 1999 1 : 30 PM : Time-limit for submission of tenders

July 28, 1999 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Please Contact : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7432